愛媛県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　愛媛県犯罪被害者等再提訴費用助成金（以下「助成金」という。）は、愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会（以下「委員会」という。）の予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）（以下、「規則」という。）を準用するほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この助成金は愛媛県犯罪被害者等支援条例（令和５年愛媛県条例第７号。以下「条例」という。）第15条及び第16条の規定に基づき、犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前の再提訴費用を助成することにより、損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現と経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第１項本文、第39条第１項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

⑵　犯罪被害　犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。

⑶　犯罪被害者　犯罪被害を受けた者をいう。

⑷　犯罪被害者等　犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。

⑸　重傷病　負傷または疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が１か月以上かつ通算３日以上の入院を要すると医師に診断されたものをいう。

⑹　精神疾患　刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が３か月以上かつ通算３日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。

⑺　再提訴　犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前に再

度損害賠償請求訴訟を提起することをいう。

⑻　再提訴費用　再提訴に要する費用のうち、再提訴の際に裁判所に対し支払う費用とし、その額は民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の規定に基づき、算出した額をいう。

（助成対象費用）

第４条　助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）の額は、前条第８号に定める額とする。

２　助成の回数は、一の損害賠償請求につき、１回の再提訴を限度とする。ただし、やむを得ない理由があると委員会会長（以下「会長」という。）が認めるときは、この限りではない。

３　助成金の額は、一の損害賠償請求につき、33万円の再提訴費用を上限とする。

（助成対象者）

第５条　助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした者

⑵　再提訴をした日において次のいずれかに該当する者

ア　県内に住所を有している者

イ　やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している者（県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出を行う者に限る。）

（助成金を交付しないことができる場合）

第６条　会長は、次の各号に掲げる場合は、助成金を交付しないことができる。

⑴　助成対象費用について、国、他の地方公共団体その他の者から助成を受けたとき。

⑵　犯罪被害者又は第１順位遺族（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）で規定する第１順位遺族）と加害者との間に親族関係がある場合（ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。）

⑶　犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

⑷　犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号及び第６号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

⑸　前４号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（交付申請）

第７条　申請者は、愛媛県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付申請書兼実績報告書

（様式第１号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

ただし、会長が認める場合は、書類の一部を省略し、又は他の書類で代替することができるものとする。

なお、規則第13条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものとする。

⑴　犯罪行為により死亡したことに対する損害賠償請求の再提訴について助成を受けようとする場合

ア　損害賠償請求権を得た当初の判決書（全文）の写し

イ　前記アの損害賠償請求権に係る刑事事件の判決書の写し

ウ　再提訴の判決書（全文）の写し

エ　申請者が、再提訴をした日において県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

オ　助成対象費用の額を証する領収証その他の支払費用の内容を証明することができる書類

カ　その他、会長が必要と認める書類

⑵　犯罪行為により重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求の再提訴について助成を受けようとする場合

ア　重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書

診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神疾患については、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算３日以上労務に服することができないことを明記すること。

イ　前号アからカに掲げる書類

（申請期限）

第８条　前条の規定による申請は、再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から５年が経過したときはすることができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると会長が認めるときは、この限りでない。

（交付決定、交付額の確定等）

第９条　会長は、第７条の規定による申請があった場合は、審査を行った後、助成金を交付する旨又は交付しない旨の決定を行わなければならない。

２　会長は、前項の決定を行った時は、速やかに、愛媛県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付決定通知書（様式第２号）又は愛媛県犯罪被害者等再提訴費用助成金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

３　会長は、第１項に規定する助成金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、会長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

（助成金の請求）

第10条　前条に規定する通知により助成金の交付決定を受けた者は、愛媛県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付請求書（様式第４号）により、会長に当該助成金の交付を請求するものとする。

（決定の取り消し）

第11条　会長は、助成金の交付決定を受けた者が当該交付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

２　会長は、助成金を交付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第12条　前条の規定により決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は会長が定める日までに助成金を返還しなければならない。

２　助成金の交付を受けた者が、助成金を交付された後に、加害者から助成対象費用の弁償を受けたときは、愛媛県犯罪被害者等再提訴費用弁償報告書（様式第５号）により会長に報告しなければならない。

３　会長は、前項の報告を受けたときは、助成金を返還させるものとする。

（個人情報の保護）

第13条　個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、同日以降に再提訴を行った場合に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第 66 号）の施行前の罪については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和６年10月１日から施行する。

２　改正後のこの要綱の様式第１号の規定は、この要綱の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和７年10月１日から施行する。

2　改正後のこの要綱の第５条の規定は、この要綱の施行の日以降に再提訴を行った場合について適用し、同日前に再提訴を行った場合については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和８年11月１日から施行する。

2　改正後のこの要綱の様式第１号の規定は、この要綱の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。